就学に関する支援制度のご案内

町では、小学生から大学生までの子どもを持つ家庭に対し、さまざまな資金支援制度を設けています。支援を希望するかたは、教育委員会事務局学校教育係（役場庁舎２階　☎76-0201）までお問い合わせください。

1.利用できる制度

制度内容	小学校	中学校	高校など	大学・短大・専門学校など
就学援助制度	▨	▨		
奨学金貸付制度			▨	▨
入学準備金貸付制度	▨	▨	▨	
教育資金利子補給金交付制度			▨	▨

※ ▨ に該当するかたが支援制度の対象になります。

2.制度の概要

名称	就学援助制度	奨学金貸付制度	入学準備金貸付制度	教育資金利子補給金交付制度
種別	助成（返還不要）	貸付（無利子） ※返還は卒業６か月後から	貸付（無利子） ※返還は入学６か月後から	助成（返還不要）
対象者	町立小・中学校に通う児童生徒の保護者	本人または保護者	保護者	教育ローンの貸付けを受けた保護者
内容	学用品費、修学旅行費などに対する助成	授業料などに対する貸付 ㊐大学生月額40,000円	入学費用に対する貸付 ㊐大学入学予定者500,000円	過去１年間に支払った教育ローンの利子分を助成（限度額30,000円）
申請条件（主なもの）	◎児童扶養手当などを受けている世帯 ◎生活保護を受けている世帯 ◎住民税などの非課税・減免世帯 ◎その他経済的にお困りの世帯　など	◎町内に１年以上居住していること ◎連帯保証人を立てられること ◎同種の貸付を受けていないこと ◎住民税などを滞納していないこと　など		◎町内に１年以上居住していること ◎ローンの返済に滞納がないこと ◎住民税などを滞納していないこと　など

※詳細については、以下および次のページをご覧ください。

1 就学援助制度

美里町要保護および準要保護児童生徒

経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、費用の一部を援助します。

援助を受けることができるかた

前年度または本年度において次のいずれかに該当し、援助が必要と教育委員会が認めるかた

①生活保護を受けている世帯
②生活保護が停止または廃止された世帯
③住民税非課税世帯または住民税、個人事業税、固定資産税、国民年金、国民健康保険税の減免世帯
④児童扶養手当またはひとり親家庭等医療費受給世帯
⑤生活福祉資金の貸付を受けている世帯
⑥その他、経済的にお困りの世帯

援助費（年間支給限度額）

費目	小学生	中学生
学用品費	11,630円	22,730円
通学用品費（１年生除く）	2,270円	2,270円
新入学学用品費（１年生のみ）	57,060円	63,000円
校外活動費（宿泊無し）	1,600円	2,310円
校外活動費（宿泊有り）	3,690円	6,210円
修学旅行費	実費相当額	実費相当額

※令和７年度の場合

2 奨学金・入学準備金貸付制度

経済的理由により就学資金の調達が困難なかたのために、奨学金または入学準備金の貸付を行います。

貸付を受けることができるかた

①中学校（入学準備金のみ）、高等学校、高等専門学校、大学（短大）または専修学校（高等課程・専門課程）に在学中または入学が確実であること
②美里町に１年以上居住していること（就学希望者が通学のため、一時的に町外へ居住することは可）
③住民税などを滞納していないこと
④入学金、授業料などの調達が困難であること
⑤連帯保証人を１人立てられること
⑥同種の貸付を受けていないこと　など
※申請受付後に所得審査があります。

申請期限

①奨学金（令和８年４月分から貸付を希望する場合）**４月30日㈭まで**
②入学準備金（今年度中に貸付を希望する場合）**２月６日㈮まで**

貸付額（限度額）

	奨学金（月額）	入学準備金（１回）
中学校	貸付制度なし	200,000円
高等学校	20,000円	250,000円
高等専門学校	30,000円	250,000円
大学・短大	40,000円	500,000円
専修学校（高等）	20,000円	250,000円
専修学校（専門）	30,000円	500,000円

申請期限

令和８年４月分から援助を希望する場合
２月27日㈮まで
※就学援助申請は年度途中でも受け付けています。認定された場合は翌月分または、翌々月分から支給します。

3 教育資金利子補給金交付制度

日本政策金融公庫や金融機関などの「教育ローン」の貸付を受けた保護者に対して、前年１年間に返済した利子の一部（限度額３万円）を助成します。

申請期限

２月27日㈮まで

各支援制度の申請方法

各支援制度により、条件・必要書類は異なります。まずはお気軽に教育委員会事務局　学校教育係（☎76-0201）にお問い合わせください。

美里町奨学金返還支援事業

美里町に定住するかたを対象に、大学などの在学時に借り入れた奨学金返還額の一部を補助する制度です。

■**申請期間**＝令和８年１月５日㈪から令和８年２月27日㈮
■**対象額**＝令和７年１月１日から12月31日に返還した奨学金の額
■**補助額**＝対象額の３分の２（上限額16万円）
■**補助対象者**＝以下の条件のすべてを満たすかた
・大学などに、在学している期間に奨学金の貸与をうけていること
・前年に返還すべき奨学金の返還が終わっていること
・補助金申請をする年の１月１日時点において、町内に住所を有していること
・継続して５年以上町に居住する意思があること
・補助金を申請する日の属する年に、就業していること
・補助金を申請する年度の１月１日時点において35歳以下であること
・町税を滞納していないこと
・美里町暴力団排除条例（平成24年条例第11号）第２条に規定する暴力団または暴力団員でないこと
詳しくは広報みさと12月号もしくは町ホームページをご確認ください。